

●香川県告示第131号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和6年6月7日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日(11)	基点第1号から94度14分27秒に引いた線、基点第1号から基点第4号までを順次結んだ線及び基点第4号から94度17分49秒に引いた線と水際線により囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から91度19分55秒、601.45メートル、高松市朝日新町1番57の表示杭
第2号	基点第1号から184度16分01秒、93.12メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第3号	基点第2号から94度20分37秒、37.81メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭
第4号	基点第3号から4度16分53秒、63.14メートル、高松市朝日新町1番60の表示杭